

河川の減災に係る取組を北海道管理河川まで拡充

～第4回釧路川外減災対策協議会を開催します～

国が管理する一級河川釧路川の「減災に係る取組方針（平成28年11月に策定）」に、北海道が管理する区間を加えた取組方針を策定します。

また、あらたに北海道が管理する二級河川の「減災に係る取組方針」を策定します。

国や北海道が管理する一級河川釧路川及び北海道が管理する二級河川では、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、市町村、北海道、国等からなる「釧路川外減災対策協議会」を設置しています。

記

- 開催日時 平成30年3月20日（火）13時00分から（2時間程度を予定）
- 開催場所 釧路地方合同庁舎 5階 共用第1会議室
釧路市幸町10丁目3番地
- 議事（予定）
 - ・河川の減災に係る取組状況について
 - ・北海道管理河川を加えた取組方針（案）について【一級河川、二級河川】
- その他 会議は取材可能です。
これまで開催した釧路川減災対策部会の会議資料等は、以下のURLでご覧いただけます。

<http://www.hkd.mlit.go.jp/ks/tisui/obpsos00000073s.html>

【問合せ先】

国土交通省 北海道開発局 釧路開発建設部
治水課 課長 石澤 肇 電話：0154-24-7250（内線3291）
治水課 流域計画官 川岸 秀敏 電話：0154-24-7250（内線3288）
釧路開発建設部ホームページ <http://www.hkd.mlit.go.jp/ks/>
北海道 釧路総合振興局釧路建設管理部
治水課 課長 宇佐見 広 電話：0154-23-9182



釧路川外減災対策協議会 設置趣旨・経過

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長時間の浸水が発生しました。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となりました。また、平成 28 年 8 月に相次いで発生した台風による豪雨により、北海道では国管理河川の支川で堤防決壊、東北地方では県管理河川で氾濫被害が発生、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生しました。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念されています。

このことを踏まえ、河川管理者、北海道、釧路市、釧路町、標茶町、弟子屈町、鶴居村からなる「釧路川外減災対策協議会（設置当時は部会）」を平成 28 年 4 月 27 日に設置し『釧路川の大規模水害に対し、長時間継続する洪水に対しての「迅速・確実な避難」、「社会経済被害の最小化」を目指す』ことを目標とし、避難勧告の発令等を担う市町村と、北海道、国が一体となって行う「国が管理する釧路川の取組方針」を平成 28 年 11 月に取りまとめました。

平成 29 年 6 月、北海道が管理する中小河川においても取組を本格展開することとし、協議会の対象区間を北海道管理区間に拡大し、構成員に厚岸町、浜中町、白糠町を加え、釧路管内の一級河川及び二級河川の減災に向けた取組が進められています。

今回の協議会で、構成員に北海道警察を加え、釧路管内の一級河川及び二級河川の減災の取組方針を取りまとめます。

釧路川外減災対策協議会 構成員（※下線は今回から参加）

釧路市	市長
釧路町	町長
厚岸町	町長
浜中町	町長
標茶町	町長
弟子屈町	町長
鶴居村	村長
白糠町	町長
<u>北海道警察釧路方面本部</u>	<u>警備課長</u>
<u>北海道釧路方面釧路警察署</u>	<u>署長</u>
<u>北海道釧路方面厚岸警察署</u>	<u>署長</u>
<u>北海道釧路方面弟子屈警察署</u>	<u>署長</u>
釧路総合振興局	局長
釧路地方气象台	台長
釧路開発建設部	部長